

茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業の決定（寒川町決定）

都市計画田端西地区土地区画整理事業を次のように決定する。

| | | |
|---------|---|--|
| 名 称 | 田端西地区土地区画整理事業 | |
| 面 積 | 約18.9ha | |
| 公共施設の配置 | 道路 | 産業活動の基軸として区画道路（幅員約10.5m～6m）を整備し、適正な街区を形成することで、歩行者及び自動車等の安全性、利便性の確保を図る。 |
| | 公園及び緑地 | 環境・景観に配慮した公園（面積 約5,700㎡）を配置する。 |
| | その他の公共施設 | 雨水は、調整池を配置し、流量調整後、地区北側については一之宮第二排水区雨水渠を経て、地区南側については茅ヶ崎市萩園第一排水区雨水渠を経て、相模川へ放流する。 汚水は、左64処理分区田端幹線及び相模川流域下水道左岸幹線を経て、相模川流域下水道左岸処理場で処理する。 |
| 宅地の整備 | 地区北側、中央及び南西側に位置する街区については、大規模な工業や流通業務、既存の工場等の再配置や新たな工業や流通業務、研究開発等の分野の企業の立地誘導のため、工業・流通業務地区として設定する。 地区北東側及び地区南東側の都市計画道路沿道に位置する街区については、既存の沿道施設の再配置や新たな近隣の住民や工業・流通業務地区の就業者のための生活利便施設の立地誘導のため、沿道利用地区として設定する。 地区北東側及び地区南東側に位置する街区については、区域内の既存の住宅の移転等のため、住宅地区として設定する。 | |

「施行区域は計画図表示のとおり」